



保発1219第2号
平成26年12月19日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第2号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添2「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成27年1月から実施することとしたので、適切に対応いただくよう、御留意願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第2の2 (1) ②中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「39万円」を「40万4千円」に改め、同2 (2) ②及び③並びに同4 (2) 及び (3) 中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第3の6中「なお、直接支払制度の定着を図るため、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金について、貸付申込期間を平成24年3月31日までに限り延長する。」を削る。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第5の3中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「3万円」を「1万6千円」に改め、同ア中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第7の3を削る。

（様式4）の枠内「貴院が代理受領することができる額の上限（①と②の合計額）」欄①中「39万円」を「40万4千円」に改める。

写

保発1219第3号
平成26年12月19日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第3号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添2「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成27年1月から実施することとしたので、適切に対応いただくよう、御留意願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第2の2 (1) ②中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「39万円」を「40万4千円」に改め、同2 (2) ②及び③並びに同4 (2) 及び (3) 中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第3の6中「なお、直接支払制度の定着を図るため、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金について、貸付申込期間を平成24年3月31日までに限り延長する。」を削る。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第5の3中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「3万円」を「1万6千円」に改め、同ア中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第7の3を削る。

（様式4）の枠内「貴院が代理受領することができる額の上限（①と②の合計額）」欄①中「39万円」を「40万4千円」に改める。



保発1219第4号
平成26年12月19日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について

出産育児一時金の支給額の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」（平成23年1月31日保発0131第4号）別添1「「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱」及び別添2「「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱」の一部を下記のとおり改正し、平成27年1月から実施することとしたので、貴都道府県内の保険者及び関係団体への周知等につき御配慮願いたい。

記

1. 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第2の2 (1) ②中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「39万円」を「40万4千円」に改め、同2 (2) ②及び③並びに同4 (2) 及び (3) 中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第3の6中「なお、直接支払制度の定着を図るため、独立行政法人福祉医療機構における出産育児一時金等の制度改正に伴う経営安定化資金について、貸付申込期間を平成24年3月31日までに限り延長する。」を削る。

2. 「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱の一部を次のとおり改正する。

第5の3中「財団法人日本医療機能評価機構」を「公益財団法人日本医療機能評価機構」に、「3万円」を「1万6千円」に改め、同ア中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第7の3を削る。

（様式4）の枠内「貴院が代理受領することができる額の上限（①と②の合計額）」欄①中「39万円」を「40万4千円」に改める。